

横浜市立みなとみらい本町小学校教育奨励会規約

第1章 名称

第1条 本会は「横浜市立みなとみらい本町小学校教育奨励会」と称し、事務局を横浜市立みなとみらい本町小学校（以下「本校」とする）内に置く。

第2章 目的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 児童の学業奨励に必要な事業を行うこと。
- (2) 学校の施設及び設備等の改善充実に協力すること。
- (3) 教職員が安心して教育に専念できるよう協力すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会において必要と認めた事項に協力すること。

第3章 会員及び会費

第3条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者とする。

第4条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第5条 本会の会費は、月に1口100円とし、口数に制限なく申込みを受ける。

第6条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び役員の選任

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名から2名まで
- (3) 総務2名
- (4) 会計2名
- (5) 監査2名

2 前項に定める役員は、横浜市立みなとみらい本町小学校PTA役員を兼任することができる。ただし、会長については、これを適用しない。

第8条 役員の任期は1年とし、この期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、会長については、第16条第2項に定める年度末の定期総会において次期の役員が承認されなかった場合に限り、翌年度初めの定期総会までの間その任を継続する。

第9条 役員の選任の方法は、別途「横浜市立みなとみらい本町小学PTA・教育奨励会役員選任規定」にて定める。

第5章 役員の任務

第10条 会長は、本会を代表し、総会及び役員会を招集する。

- 第 11 条 副会長は、会長を補佐し、必要に応じその代理を務める。また、各事業を執り行う。
- 第 12 条 総務は、総会及び役員会等を開催した際の議事について、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、本会の処務を整理する。
- 第 13 条 会計は、会計事務を整理する。また、翌年度始めの総会において決算報告を行う。
- 第 14 条 監査は、会計を監査し、その結果を翌年度始めの総会において報告する。
- 第 15 条 本会の処務及び会計の一部は、これを本校教職員に委任することができる。
- 2 定例会に参加する教職員は、未報告分の会計収支及び経費の使用明細等の報告を行う。

第 6 章 総会

- 第 16 条 総会は、全会員による定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、年度初め及び年度末の 2 回とする。
- 3 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めた場合若しくは全会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合に会長がこれを招集する。
- 4 総会は、書面の提出をもって、これを総会に代えることができる（書面総会）。
- 第 17 条 総会における決議事項は、次のとおりとする。
- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員承認に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長又は役員会が、総会に諮ることが適当であると認めた事項若しくは全会員の 5 分の 1 以上の決議要求があった事項。
- 第 18 条 総会の定足数は、会員の過半数をもって成立し、委任状による出席を認める。
- 2 議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。ただし、前条第 1 号に係る議決については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 7 章 役員会

- 第 19 条 役員会は、定例役員会及び臨時役員会とする。
- 2 定例役員会は、期初に当該年度の事業見通しに応じて開催頻度を決定するものとする。尚、期初・期末を含めて年間 4 回（概ね 3 カ月に一度）以上の定例役員会を開催するものとする。
- 3 臨時役員会は、会長が必要と認めた場合は、これを招集することができる。
- 第 20 条 定例役員会は、本会の役員、校長、副校長及び教務主任をもって構成する。
- 2 臨時役員会は、本会の役員をもって構成する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、前 2 項の役員会において、これを構成する者以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第21条 役員会では、総会で決議した事項並びに本会の処務の執行状況について確認し、本会の運営に当たる。

第22条 本会に必要な委員会は、役員会の承認を得て設置することができる。

第23条 役員会に備え付ける資料は、次のとおりとする。この資料は電磁的記録での保持も認められる。

- (1) 本会の規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿の写し
- (4) 会員名簿。またはこれに代わる、現会員数及び口数が把握できる資料（以下、総称して「会員名簿等」とする）。なお、会員名簿等は定時総会前及び、必要に応じ奨励会に開示する。
- (5) 議事録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料。

第8章 横浜市立本町小学校（以下「本町小」）との連携

第24条 本校設立の経緯を鑑み、本町小および本校の教育奨励会のさらなる発展のため、役員は連携を深め、相互協力し、積極的な意見交換を行う。

第9章 雑則

第25条 本会の運営のために必要な事項は、総会において規定として別に定めることができる。

- 2 第9条及び前項にいう規定は、役員会においてその員数の3分の2以上の同意があれば改正することができる。改正があったときは遅滞なく総会に報告する。

第26条 この規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、総会においてこれを決議する。

附則（平成30年5月19日制定）この規約は、平成30年5月19日より施行する。

附則（令和元年5月18日一部改訂）この規約は、令和元年5月18日より施行する。

附則（令和2年7月31日一部改訂）この規約は、令和2年7月31日より施行する。